

2023年5月17日

注意喚起（日本製医薬品「パブロン」等の当地持ち込みに関する注意）

- 日本製医薬品「パブロン」を日本からコルサコフに持ち込んだロシア人船舶乗組員に対し、サハリン税関が刑事手続を開始した旨発表されています。
- 「パブロン」からはロシアで流通が禁止されている麻薬・向精神薬成分が検出されたとされています。
- 同医薬品を携行してのロシア入国を控えるとともに、その他日本製医薬品を購入してのロシア入国を検討される場合には、予めロシアで禁止されている成分を含有していないか確認することが重要です。

5月16日、サハリン税関報道部は、小樽からコルサコフに入港した船舶において日本製医薬品「パブロン」（粉末状及び液状のもの）が発見され、成分鑑定の結果、ロシアにおいて流通が禁止されている麻薬・向精神薬成分が検出されたとして、これを持ち込んだロシア国籍乗組員2名に対して刑事手続（ロシア刑法第299.1条1項）を開始した旨発表しました。

同発表によると、「パブロン」内に検出されたジヒドロコデイン、N-メチルエフェドリン、デキストロメトルフエン等の薬品がこれに該当するとされています。

「パブロン」は我が国において一般に流通している医薬品ですが、上記事例も踏まえ、同医薬品を携行してのロシア入国を控えていただくとともに、その他日本製の医薬品を購入してロシアへ入国することを検討される場合には、含有成分がロシアで禁止されているものに該当しないかどうか予め確認するよう心掛けてください。

在ユジノサハリンスク日本国総領事館

電話 : +7-4242-72-55-30

(休日・夜間) : +7-4242-41-40-56

ホームページ : https://www.sakhalin.ru.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html